

答 申 第 4 0 号  
平成 27 年 2 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

情報公開・個人情報保護審議会  
会長 中 川 丈 久

公文書の部分公開決定に係る異議申立てに対する  
決定について（答申）

平成 26 年 4 月 23 日付け諮問第 9 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

平成 25 年度の 10 月の環境審議会温泉部会議事録

## 答 申

### 第 1 審議会の結論

本件異議申立ての対象となった公文書部分公開決定において、兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が非公開とした部分のうち、一部は公開すべきであり、その詳細は別表に記載したとおりである。

### 第 2 諮問経緯・対象公文書の特定

#### 1 公文書の公開請求

平成 26 年 3 月 3 日、異議申立人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求した。

#### 2 実施機関の決定

平成 26 年 3 月 11 日、実施機関は、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書部分公開決定通知書を送付した。

#### 3 異議申立て

平成 26 年 3 月 26 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行った（以下「本件異議申立て」という。）。

#### 4 異議申立ての対象公文書

本件異議申立ての対象公文書は、次のとおりである（以下「本件対象公文書」という。）。

平成 25 年度の 10 月の環境審議会温泉部会議事録

#### 5 諮問

平成 26 年 4 月 23 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、兵庫県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件異議申立てに対する決定について諮問した。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消して、本件対象公文書を公開することを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立書、意見書及び意見陳述において述べられた本件異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

知事の任命する温泉部会委員のうち4人は、県内の温泉関係者であり、温泉掘削許可の可否を審議する温泉部会の委員が温泉に関する利害関係者では公平に審議されたとは言い難い。温泉関係者の委員は中立ではない。

温泉法では事前掘削許可の届出が必要である。だから異議申立人の申請が却下されたのである。厳格に臨んでいると思いきや、過去には有馬温泉の地元、有馬町で温泉目的の井戸を秘密裏に掘削して、後に有馬温泉選出の委員の横槍で強引に温泉認定している。本来許可を与えるべきを認可せず、温泉法に反して許可できないのに認可したり、どういう基準で可否の判断をしているのか理解不能である。

温泉行政を私物化してきたのはこれら温泉出身の委員たちではないか。名前が公表されないことを盾に、言いたい放題が許されるわけがない。誰かが声を上げない限り密室の温泉部会のあり方は変わらない。このような委員が条例に守られていいはずがない。速やかに文書の全部公開を求める。

### 第4 実施機関の説明要旨

意見書及び意見陳述において述べられた非公開理由等は、次のとおり要約される。

#### 1 本件対象公文書について

本件対象公文書は平成25年10月15日に開催した第21回兵庫県環境審議会温泉部会の議事録で、当日の温泉部会では①温泉掘削許可申請4件、動力装置の許可申請1件についての審議、②温泉資源の保護基準（以下「保護基準」という。）の策定に関する協議、③過去の兵庫県環境審議会答申後の事務処理状況についての報告、④大阪府の温泉掘削不許可処分に係る行政事件訴訟についての報告を行った。

## 2 部分公開決定の理由

### (1) 条例第6条第2号該当性について

本件対象公文書は、温泉掘削の許可申請、動力装置の許可申請に係る審議に関する温泉部会委員及び実施機関職員の発言を記録したものであり、その発言には申請者が掘削しようとしている温泉井戸の深度、口径、工事方法（以下「掘削深度等」という。）及び掘削完了した源泉の口径、深度、ゆう出量、温度、泉質、設置しようとしている動力装置の概要（以下「既存源泉の情報等」という。）が含まれている。

掘削深度等及び既存源泉の情報等が公になってしまうと、既存源泉の周辺で温泉掘削等を考えている事業者等は費用をかけずに掘削深度等及び既存源泉の情報等を把握することができるため、先に温泉を掘削した事業者等に比べて安価に温泉掘削等を行うことができることになる。

そのため、掘削深度等及び既存源泉の情報等は温泉掘削等をするためのノウハウに該当し、公にすることにより事業者等の公正な競争上の地位が損なわれると認められる。

よって、本件対象公文書に記載された情報のうち、①温泉井戸の申請深度、口径、工事方法等、②既存井戸の深度、温度、性質、③源泉の温度、泉質、④源泉の口径、深度、ゆう出量、設置しようとする動力装置の概要は条例第6条第2号に規定する法人等に関する情報に該当する。

### (2) 条例第6条第5号の該当性について

#### ア 発言した委員の氏名について

温泉部会は、条例第6条第2号に該当する非公開情報を含むため、非公開で開催しており、温泉部会の委員は会議が公開されないことを踏まえて、忌憚のない発言をしている。

したがって、発言した委員の氏名が公になると、審議した温泉掘削許可申請に係る利害関係者から委員に対し圧力、干渉等が予想され、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。

#### イ 保護基準に関する協議内容

兵庫県では温泉部会委員の助言を受けながら、保護基準の策

定の検討を行っている。

したがって、当該内容については、誤解や憶測に基づき、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある未成熟な情報に該当する。

ウ 以上により、当該文書に記載された情報のうち、①発言した委員の氏名、②保護基準に関する協議内容は、条例第6条第5号に規定する審議検討情報に該当する。

(3) 本件処分について

以上のとおり、本件処分については、違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

## 第5 審議会の判断

### 1 本件対象公文書の概要

兵庫県では、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条の規定に基づき、兵庫県環境審議会を設置している。

温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項に基づく温泉掘削の許可申請、同法第11条第1項に基づく動力装置の許可申請等に対し、実施機関が処分を行う際には、同審議会に諮問することとしている（同法第32条）。

本件対象公文書は、平成25年10月15日に開催された同審議会温泉部会の議事録であり、出席した委員及び事務局職員の発言がほぼ逐語的に記録されている。

なお、当日の温泉部会では、温泉掘削の許可申請4件及び動力装置の許可申請1件についての審議並びに保護基準の策定に関する協議が行われたほか、事務局から各種の報告が行われている。

### 2 本件対象公文書の非公開部分について

本件処分において、実施機関が非公開とした部分は次のように分類できる。

(1) 「発言内容」欄に記載された、温泉掘削の許可申請及び動力装置の許可申請（以下「温泉掘削等の許可申請」という。）の内容のうち、次の情報（以下「非公開部分1」という。）

① 掘削しようとしている温泉井戸の口径（孔口・孔底）、深度

及び工事方法

- ② 既存の井戸の深度並びにゆう水の温度及び性質
  - ③ 既存の源泉の口径（孔口・孔底）、深度及びゆう出量
  - ④ 既存の源泉の温度及び泉質
  - ⑤ 設置しようとしている動力装置の概要
  - ⑥ その他許可申請者の事業活動上の秘密
- (2) 「発言内容」欄に記載された保護基準の策定に関する協議における出席者の発言部分（ただし、後記(4)に該当する部分を除く。以下「非公開部分2」という。)
- (3) 「発言者等」欄に記載された委員名（以下「非公開部分3」という。)
- (4) 「発言内容」欄に記載された次の情報（以下「非公開部分4」という。)
- ① 委員名
  - ② 委員名を含む発言
  - ③ 委員名を特定できる発言

### 3 本件処分に係る公文書公開の実施について

実施機関は、本件対象公文書の公開を実施する際に、非公開部分3について、委員名をAないしGのローマ字に置き換えたものを作成し、異議申立人に交付した。

異議申立て後の平成26年7月28日、実施機関は公開実施の方法を誤っていたとして、委員名を黒塗りにしたものを改めて交付した。

### 4 本件対象公文書の非公開情報該当性について

実施機関は、本件対象公文書の非公開部分1は条例第6条第2号に該当し、非公開部分2、3及び4は同条第5号に該当すると主張するので、以下検討する。

#### (1) 条例第6条第2号及び第5号について

条例第6条第2号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について、非公開とすることを定めている。

このうち、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、例えば、製品の製造プロセス等生産技術上のノウハウ等の経営上の秘密に関する情報であって、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の公正な競争上の利益が損なわれると認められるものが該当する。

同条第5号は、「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」について、非公開とすることを定めている。

## (2) 非公開部分1について

実施機関は、非公開部分1の情報は温泉掘削等をするための許可申請者のノウハウに該当し、公にすることにより当該許可申請者の公正な競争上の地位が損なわれると主張する。

しかし、許可申請者以外の者がこれらの情報を入手し、申請地の近隣において同様の方法で掘削等をして、温泉がゆう出する等の成果が得られるとは限らない。温泉掘削等を行おうとする者は様々な事前調査や情報収集を行うことに手間と費用をかけることが通常であり、これらの情報は、さほど重要なものとは考えられない。

以上のことから、これらの情報は、当該許可申請者にとって、保護されるべき事業活動上の秘密に当たるとは言えず、公にすることにより、当該許可申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認め難い。

よって、非公開部分1は条例第6条第2号に該当せず、公開すべきである。

## (3) 非公開部分2、3及び4について

実施機関は、非公開部分2を公開すれば、温泉基準の策定に関して、誤解や憶測に基づき、不当に県民の間に混乱が生じるおそれがあり、また、非公開部分3及び4を公開すれば、発言内容と発言した委員名が結びつけられることにより、利害関係者から委員に対し圧力、干渉等が予想され、率直な意見の交換が不当に損

なわれると主張する。

## ア 非公開部分 2

- (ア) 実施機関においては、温泉部会の専門的意見を聴きながら、県下各地域の特性に応じた兵庫県独自の保護基準の策定を目指している。

実施機関の説明によれば、策定を目指している保護基準とは、温泉法の趣旨である温泉の保護を図るために、科学的根拠に基づいて新規の温泉掘削等に一定の規制・制限をかけようとするもので、策定できた場合は温泉掘削等の許可における審査基準（行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項）となるものであるという。

このため、保護基準がどのような内容になるかは、事業者等利害関係者にとっては関心が高く、現行の運用を緩和すべきという意見、厳格化すべきという意見などが対立している状況であるとのことである。

また、本件対象公文書が作成された当時は、温泉部会の委員に自由な意見を出してもらっている段階であり、今後のデータ収集結果や温泉部会での検討次第では、どのような基準になるかわからない状況であったという。

- (イ) このような保護基準の原案検討の初期の段階において、温泉部会の議論の内容が明らかになれば、利害関係者等から各委員に対する圧力、干渉等が予想され、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるといえることができる。
- (ウ) ところで、実施機関は、本件対象公文書で、保護基準の策定を議題とする部分を全て非公開としている。

審議会が見分したところ、その中には、保護基準の内容の審議、検討とは直接関係のない発言が少なからず含まれている。これらは公開しても、今後の保護基準策定に関する率直な意見の交換が損なわれるとは言い難い。

- (エ) よって、非公開部分2のうち、保護基準の策定に直接関連する発言部分は、条例第6条第5号に該当するが、その余は同号に該当するとは言えず、公開すべきである。

なお、その詳細な区分は別表のとおりである。

## イ 非公開部分 3

(ア) 「発言内容」欄には委員及び職員の発言がほぼ逐語的に記録されているが、このうち実施機関が公開した部分には、許可申請案件に対する委員の率直な意見、感想に係る発言が含まれている。この発言部分に対応する非公開部分 3（発言委員の氏名）を公開すれば、発言内容と発言した委員名が結びつけられ、今後は委員が自由な発言をするのを控えるようになるおそれがある。

(イ) また、上記 3 のとおり、非公開部分 3 の委員名は A ないし G のローマ字に置き換えて公開されているため、上記 (ア) で述べた以外の非公開部分 3 についても、これを公開すれば、A ないし G が誰を指しているかが明らかになってしまい、上記 (ア) の部分の発言委員を特定することが可能になる。

(ウ) よって、非公開部分 3 全体について、これを公開すれば、保護基準の策定に関する今後の審議、検討において、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。

(エ) なお、非公開部分 3 には部会長名が含まれているが、部会長の発言の大半は、議論の進行や取りまとめに関するものであり、既に公開された部分を見ても、どれが部会長発言であるかはほぼ推定できる。温泉部会の部会長の氏名はホームページ等で公表されており、これを非公開とする必要性は乏しい。

(オ) よって、非公開部分 3 のうち、部会長以外の委員名は条例第 6 条第 5 号に該当するが、部会長名については同号に該当せず、公開すべきである。

#### ウ 非公開部分 4

(ア) 非公開部分 4 には、遅れて出席した委員の名や直前に発言した委員の名が含まれている。また、その内容からして発言委員本人や前後に発言した委員を特定できる発言が含まれている。これらは 上記イ (イ) で述べたと同様、公開すれば、既に公開した A ないし G が誰を指しているかが明らかになってしまい、上記イ (ア) の部分の発言委員を特定することが可能になる。

よって、これらの委員名や発言部分は、これを公開すれば、保護基準の策定に関する今後の審議、検討において、率直な

意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。

(イ) 非公開部分4の中には、委員名を含む発言全体が非公開とされているところがあり、このうち委員名以外の部分は、公開しても発言委員の特定につながらないのであって、非公開情報には当たらない。

(ウ) さらに、非公開部分4には部会長の氏名や温泉部会委員以外の出席者の氏名も含まれている。このうち部会長の氏名は、これを公開しても発言者が部会長であることが明らかになるだけであり、そのことは上記イ(エ)及び(オ)により公開すべきとしていることから、これを非公開とする必要はない。また、温泉部会委員以外の出席者氏名は発言委員の特定につながらない。

よって、これらの情報は非公開情報に当たらない。

(エ) 以上のことから、上記(イ)及び(ウ)の部分を除く非公開部分4は条例第6条第5号に該当するが、上記(イ)及び(ウ)の部分は非公開情報に当たらず、公開すべきである。

## 5 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(別表)

実施機関が非公開とした部分の分類		公開・非公開の別	
非公開部分1	「発言内容」欄に記載された温泉掘削等の許可申請案件の内容のうち、次の情報		
	①掘削しようとしている温泉井戸の口径（孔口・孔底）、深度及び工事方法	9 ページ 22 行目の一部及び 23 行目の一部	公開
		10 ページ 18 行目の一部及び 19 行目の一部	
		11 ページ 11 行目の一部及び 12 行目の一部	
		12 ページ 31 行目の一部及び 32 行目の一部	
	②既存の井戸の深度並びにゆう水の温度及び性質	11 ページ 32 行目の一部及び 33 行目の一部	
	③既存の源泉の口径（孔口・孔底）、深度及びゆう出量	13 ページ 28 行目の一部、29 行目の一部及び 31 行目の一部	
	④既存の源泉の温度及び泉質	13 ページ 30 行目の一部	
⑤設置しようとしている動力装置の概要	13 ページ 32 行目の一部、33 行目の一部及び 34 行目の一部		
⑥その他許可申請者の事業活動上の秘密	13 ページ 12 行目及び 14 ページ 33 行目から 34 行目まで		
非公開部分2	「発言内容」欄に記載された保護基準の策定に関する協議における出席者の発言部分（ただし、非公開部分4に該当する部分を除く。）		
		9 ページ 6 行目から 8 行目まで、16 ページ 29 行目から 30 行目まで、16 ページ 34 行目から 17 ページ 32 行目まで、17 ページ 35 行目から 18 ページ 13 行目まで、18 ページ 18 行目から 20 行目 9 文字目まで、18 ページ 33 行目から 19 ページ 7 行目まで、19 ページ 10 行目から 16	非公開

	<p>行目まで、19 ページ 17 行目 8 文字目から 27 行目まで、19 ページ 29 行目から 20 ページ 26 行目まで、20 ページ 27 行目 18 文字目から 28 行目まで、20 ページ 32 行目から 33 行目まで、21 ページ 2 行目から 5 行目 25 文字目まで、21 ページ 7 行目から 14 行目まで、21 ページ 25 行目から 27 行目まで、21 ページ 28 行目 7 文字目から 29 行目まで、21 ページ 33 行目から 22 ページ 5 行目まで、22 ページ 7 行目から 8 行目 13 文字目まで、22 ページ 12 行目から 13 行目まで、22 ページ 15 行目から 19 行目まで、22 ページ 26 行目から 28 行目まで、23 ページ 4 行目から 10 行目まで、23 ページ 18 行目から 32 行目まで、26 ページ 12 行目から 18 行目まで、26 ページ 23 行目から 30 行目まで及び 26 ページ 34 行目から 27 ページ 4 行目まで</p>	
	<p>7 ページ 19 行目から 31 行目まで、9 ページ 9 行目から 10 行目まで、16 ページ 31 行目から 33 行目まで、17 ページ 33 行目から 34 行目まで、18 ページ 14 行目から 17 行目まで、19 ページ 8 行目から 9 行目まで、19 ページ 17 行目 1 文字目から 7 文字目まで、19 ページ 28 行目、20 ページ 27 行目 1 文字目から 17 文字目まで、20 ページ 29 行目から 31 行目まで、21 ページ 1 行目、21 ページ 5 行目 26 文字目から 6 行目まで、21 ページ 15 行目から 24 行目まで、21 ページ 28 行目 1 文字目から 6 文字目まで、21 ページ 30 行目から 32 行目まで、22 ページ 6 行目、22 ページ 8 行目 14 文字目から 11 行目まで、22 ページ 14 行目、22 ページ 20 行目から 25 行目まで、22 ページ 29 行目から 23 ページ 3 行目まで、23 ページ 11 行目から 17 行目まで、23 ページ 33 行目から 24 ページ 2 行目まで、24 ページ 5 行目、24 ページ 14 行目から 25 ページ 1 行目まで、25 ページ 4 行目から 24 行目まで、25 ページ 27 行目から 26 ページ 11 行目まで、26 ページ 19 行目から 21 行目 7 文字目まで、26 ページ 31 行目から 33 行目まで及び 27 ページ 5 行目から 6 行目まで</p>	<p>公開</p>

非 公 開 部 分 3	「発言者等」欄に記載された委員名			
		部会長	公開	
		その他の委員	非公開	
非 公 開 部 分 4	「発言内容」欄に記載された委員名等の情報			
	①委員名	遅れて出席した委員名	1 ページ 6 行目、8 行目、9 行目及び 16 行目	非公開
		直前に発言した委員名	12 ページ 11 行目及び 13 ページ 15 行目	非公開
		温泉部会委員以外の出席者名	1 ページ 17 行目	公開
		部会長名	2 ページ 15 行目	公開
	②委員名を含む発言	前又は後に発言した委員名及び遅れて出席した委員名を含む発言	9 ページ 11 行目から 13 行目まで、18 ページ 20 行目 10 文字目から 25 文字目まで、18 ページ 28 行目、24 ページ 3 行目から 4 行目まで、25 ページ 2 行目から 3 行目まで及び 25 ページ 25 行目から 26 行目まで	委員名は非公開、その他は公開
	③委員名を特定できる発言	発言委員本人の名を特定できる発言	7 ページ 32 行目から 9 ページ 5 行目まで、18 ページ 21 行目から 27 行目まで、18 ページ 29 行目から 32 行目まで及び 24 ページ 7 行目から 13 行目まで	非公開
		後に発言した委員名を特定できる発言	24 ページ 6 行目及び 26 ページ 21 行目 8 文字目から 22 行目まで	非公開

(参考)

### 審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 26 年 4 月 23 日	・ 諮問書の受領
平成 26 年 5 月 9 日	・ 実施機関から意見書を受領
平成 26 年 5 月 23 日	・ 異議申立人から意見書を受領
平成 26 年 7 月 4 日 第 2 部会(第 28 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 26 年 8 月 18 日 第 2 部会(第 29 回)	・ 異議申立人から意見聴取 ・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 26 年 10 月 29 日 第 2 部会(第 31 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 26 年 12 月 22 日 第 2 部会(第 33 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 27 年 1 月 27 日 第 2 部会(第 34 回)	・ 審議
平成 27 年 2 月 3 日	・ 答申

### 主に調査審議に関与した委員

#### 情報公開・個人情報保護審議会 第 2 部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 桜 間 裕 章

委 員 前 田 雅 子

委 員 中 西 一 人 (平成 26 年 10 月 30 日まで)

委 員 正 木 靖 子 (平成 26 年 10 月 30 日まで)

委 員 後 藤 玲 子 (平成 26 年 11 月 1 日から)

委 員 福 井 義 三 (平成 26 年 11 月 1 日から)